

戸別所得補償制度の交付申請が 4月1日から始まっています

水田を対象とした所得補償に加え、麦・大豆などの対象となる畑作物を作付けした販売農家の所得を補償する「農業者戸別所得補償制度」の交付申請が4月1日から始まっています。

交付申請手続きにおいては、「農業者戸別所得補償交付金交付申請書」「農業者戸別所得補償制度の交付金に係る営農計画書」が必要ですが、平成22年度に水田・畑作経営所得安定対策に加入されていた方は、「水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書兼収入減少影響緩和対策加入申請・積立申出書」も必要となりますのでご注意ください。

札幌市と札幌市農業協同組合では、合同で6月に市内5か所ほどで申請を支援する窓口を設ける予定です。

水田を活用して作付けを行う方には、昨年のデータに基づき、窓口設置のご案内文書を送付いたしますが、今年度スタートする畑作物の所得補償交付金の交付を受けたいとお考えの方は、畑の位置、作物情報などを下記の問い合わせ先にお知らせくだされば、窓口をご案内いたします。

農業者戸別所得補償制度及び交付申請に関する情報は以下のホームページをご覧ください。

○札幌市くさつぼろの農業>

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/>

○農林水産省<戸別所得補償制度に関するホームページ>

http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html

○北海道農政事務所<戸別所得補償制度に関するホームページ>

<http://www.maff.go.jp/hokkaido/suishin/kobetu/index.html>

問 い 合 わ せ 先

札幌市農政部農政課調整係

Tel.211-2406

札幌市農業協同組合本店経済部営農販売課

Tel.621-1346

農業振興地域整備計画の見直しが完了しました

札幌市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域整備計画を策定しております。当該整備計画は、概ね5年ごとに基礎調査を実施し、その結果に基づき計画全体を見直すこととしており、平成21年度より第5回目の全体見直しの作業を進めていました。

「北の大地」平成22年7月号でご案内したとおり、札幌農業振興地域整備計画変更案の縦覧を平成22年8月27日から9月27日まで行い、所定の手続きを経て、平成23年2月16日に原案のとおり決定公告をいたしました。

変更後の農業振興地域整備計画書及び関係図面は、農政部農政課(市役所本庁舎15階北側)において縦覧しております。

問 い 合 わ せ 先

札幌市農政部農政課調整係

Tel.211-2406